

平成30年2月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 面会交流について
- 暴力団排除条項について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 47



エバー総合法律事務所

面会交流について

両親が離婚した際に、お子さんがいる場合、どちらかの親が親権者になり、お子さんを養育し、監護することになります。まれに親権者と監護権者とが分かれることがありますが、親権者が監護しているケースで、監護していない親とお子さんとの面会について、今回は考えてみます。

離婚の際に、監護しない親とお子さんとの面会の約束ができていればよいのですが、冷静に話し合いができないケースもあります。特にお子さんを取り合うケースでは、奪われるのではないかと不安から監護しない親とお子さんとの面会ができないというケースもあります。

面会交流は親の権利ではありますが、子供の成長にとっても重要なものであり、子の福祉という点からの配慮が必要です。民法766条では、このことを定め、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とされています。ですから、親の権利主張だけではだめで、やはりお子さんの都合や状況を考慮しあげる必要があります。

別れた親同士が喧嘩状態にあると、監護していない親の方は、監護している親に対して疑心暗鬼になり、子供に自分に不利なことを吹き込んでいるのではないかと疑いを持ち、会いたくないと子供に言わせているのではないかと、争いがエスカレートすることも珍しくありません。

当事者間での話し合いが難しい場合には、家庭裁判所への面会交流の調停申立をお勧めします。

調停では、調停委員2名と裁判官とでチームを作り、申立人と相手方との間を仲立ちして、お子さんとの面会がうまくゆくように調整します。それでもなかなか当事者間の調整が難しい場合には、家庭裁判所調査官が、親双方の意向を確認したり、お子さんの生活状況や意向などを調査し、それを踏まえて面会交流の方法について話し合いが行われます。裁判所ないしはそれに代わる適当な第三者機関がある場合には、そこで試験的な面会交流を行うこともあります。

それらの事情を踏まえて、頻度や期間（例えば一ヶ月に一回など。ケースバイケースと考えてください。）、面会場所、連絡方法、面会時間などを決めます。どの程度詳細に決めるのかも様々です。例えばお子さんが中学生の場合には部活動などで忙しくお子さんの都合でなかなか会えないこともあり、どこまで具体的に決めるべきかは悩むところです。双方が柔軟に誠意をもって対処できる場合には、抽象的な定め方でもよいと思いますが、感情的なしこりが根強く残っている場合に

はある程度具体的に定めておいた方がよいかもしれません。基本的には、面会する時には、監護している親は面会には立ち会わないというのが原則であり、お子さんと監護していない親だけで面会させることが必要です（自由に面会させるということです）。監護している親は、お子さんに他方の親の悪口を言ったり、お子さんが面会しにくくなるようなことを言わないということが必要ですし、他方監護していない親は、お子さんに根掘り葉掘り現在の生活のことや不満などを聞かないという配慮が必要です。

ケースによってはどうしても会わせたくないなど、監護している親の感情的抵抗が強く、調停が不成立になってしまう場合もあります。その場合には、審判といって一種の裁判へ移行します。調停段階で調査官が調査しているケースでは、審判官が双方の主張を聞きながら、面会の可否や面会の方法について判断することになります。調査官調査が未了であれば、調査官調査を行います。

審判の場合の判断要素としては、親と子供との関係、過去の関わり、子供の年齢、子供の意向、生活状況、親同士の状況など様々であり、それらを総合的に判断します。子の福祉という点が最も重視されますので、お子さんにとって何が一番大事かという点から判断されます。

審判で面会を認める決定が行われても監護している親がお子さんを会わせない場合には、無理やりお子さんを連れてくるということではできないのですが、間接強制といって、会わせるまで金銭的賠償義務を課す方法があります。しかし、この方法を取ったからといって必ずもお子さんとお会いとは限りません。力づくで面会するというのではなく、監護している親にとっても面会が子供の成長に役立つことをご理解いただくよう、粘り強い説得が必要です。双方の協力があって初めてお子さんにとっても不安なく親と会うことができるのであり、お子さんに無用の精神的負担をかけないようにしたいものです。

なお、面会交流は、離婚の場面だけでなく、離婚していても別居中でも求めることができます。

面会交流は、自分の主張をぶつけ合い争うのではなく、お子さんにとって何が大事かという点から双方のご両親にお考えいただくことが必要かと思えます。お悩みの際にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年2月20日(火)、2月28日(水)、3月7日(水)、3月13日(火) のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

暴力団排除条項について

事業者の方でしたら、金融機関からの借入れや、建築請負工事などの契約に際して、いわゆる反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等）ではないことの確認を求められる内容となっている経験がおりかと思えます。このように反社会的勢力を排除するための社会的な動きが徐々に進んでいます。

千葉県においても、平成23年3月18日に千葉県暴力団排除条例（以下「暴排条例」といいます）が制定されました。この条例では、事業者に対し暴力団を排除するための措置を講ずることを求めています。また、事業者として契約をする際には、契約が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明した場合には、契約を解除することができる解除規定を定め、それらの事情が判明した場合には速やかに解除するようとの努力義務が課せられております。不動産譲渡の際にも同様の規定を置くよう求められています。

このような暴力団を排除するための規定を「暴排条項」と呼び、様々な契約に取り入れられてきています。

このような暴排条項がある契約で、相手方がその地位を偽って契約していた場合には詐欺罪で処罰ということも可能です。実際に、暴力団ではないことをプレイの条件としているゴルフ場で、偽ったために詐欺罪で逮捕という事例が出ていることは新聞でもご覧になられた方もいらっしゃるでしょう。

暴排条項をめぐって、昨年7月に最高裁の画期的な判断がなされました。ある金融機関が、暴力団排除条項に基づいて、条項設置前からある暴力団の口座を解約したところ、その暴力団幹部から、暴排条項導入前の口座を解約することは無効だと主張して、無効の確認を求める裁判が起こされました。1審も2審も、暴排条項に基づいて解約できると判断し、最高裁の判断が待たれました。結局、暴力団幹部からの上告を棄却したため、解約を有効と認めた判断が確定しました。暴排条項をめぐって裁判になることはまだ少なく、金融機関の口座は生活用口座もあると思われることから慎重な配慮が求められるの

ですが、このケースでは後で設けた暴排条項によって既にある口座が解約できるかという点で非常に重要な判決でした。金融機関に対する判決ではありますが、先例として非常に重要で、今後他の契約関係や取引にも重要な意義を持つと思われます。

事業者側のコンプライアンスとしては、取引の相手方が反社会的勢力か否かを確認することはもちろんですし、契約に暴排条項を取り入れることも必要です。それだけでなく利益供与をすることも暴排条例では禁じられていますので、従業員の方々への周知徹底されるようにしてください。

契約締結していた取引先が、反社会的勢力であると判明した場合どうするかが問題です。契約としては暴排条項があればそれに基づき、ない場合には、約款の適用がある契約であれば約款の改正などによって暴排条項を追加するという措置が考えられます。これらの措置も難しい契約の場合には、具体的な事案で更新の際の追加などを検討することも考えられます。

契約関係の整理が法的に可能であると判断した場合には、個別の交渉も困難な場合が多いかと思えますし、また危険も考えられます。その場合には、弁護士や千葉県暴力団追放県民会議などにご相談されることをお勧めします。当職がこれまで経験したケースの場合には、弁護士会にも民事暴力関係を担当する弁護士の委員会があり、その会に支援を要請し弁護団を結成し、併せて千葉県暴力団追放県民会議にも協力を求め、連名で通知・解約手続を進めていきました。もちろん、警察にも適宜情報を伝え、場合によっては緊急事態に対する対応も備えました。そのケースでは、法的措置をとる必要があったため、その後も継続して民事裁判・強制執行を行い、無事、取引関係を解消しました。このように、単独ではなく複数で対応・行動することが必要で、専門家の介入をお勧めします。取引関係が遮断できないことによる社会的なダメージも大きく、事業発展のためには決断が必要です。お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

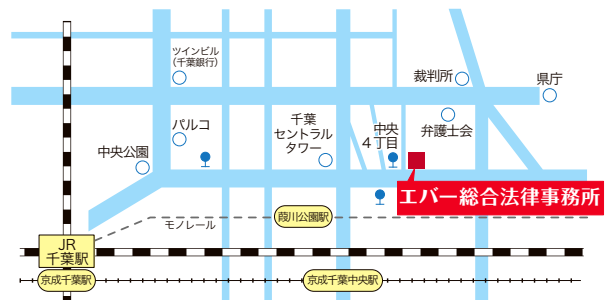
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。